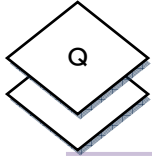




労働相談Q & Aで解決！

ハラスメント全般



職場のハラスメントにはどのようなものがありますか。

A 職場のハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど様々な種類がありますが、いずれも労働者の人格や尊厳を傷つける行為で、許されるものではありません。

解説はこちら

- 労働者は職場において身体的・精神的に自由であり、また、名誉やプライバシーなどの人格が尊重される必要がありますが、こうした自由や人格が他人による発言・行動等により、傷つけられたり、不利益を被ったりすることがあります。このように他人を傷つける発言・行動等は、一般に「いじめ、嫌がらせ」、「ハラスメント」と呼ばれています。
- 職場における各ハラスメントの概念やハラスメントと思われる行為が発生した場合の対応の説明は「いじめ」、「パワハラ」、「セクハラ」、「嫌がらせ」の各 Q&A をご覧ください。
どのようなハラスメントであっても、労働者の人格や尊厳を傷つけるものである場合は、その名称いかんに関わらず、決して許されるものではありません。
- ハラスメントの行為者に法的な責任が生じるか否かは、ハラスメントとされる行為の内容や性質、行為の程度や頻度、こうした行為により侵害される権利や利益の程度を勘案して、個別的に検討する必要があります。一定の行為類型に当てはまるからといって、直ちにハラスメントによる法的な責任が生じるものではありません。
- ハラスメントの発生は、事業主（使用者）にとっても、生産性の低下や、企業イメージの悪化など経営上の重大な問題となり得ます。また、ハラスメントそのものが不法行為（民法第 709 条）に当たる場合、行為者については不法行為による損害賠償責任を負うほか、使用者に使用者責任（民法第 715 条）があるとされたり、使用者の対応が労働契約上の安全配慮義務（労働契約法第 5 条）に違反する場合には債務不履行（民法第 415 条）による損害賠償責任を負うことがあります。

どうすれば？

- ハラスメントの事実が確認できる証拠（録音、メモ）などを集めましょう。
- 人事労務を管理する職場の相談窓口にご相談しましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局にご相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181